

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1911
平成19年11月発行

今月の
トピック

雇用対策法 改正(年齢制限について)

困りごと無料相談会
開催日程
(随時追加予定)

平成19年10月1日より、募集・採用における年齢制限が禁止されました。

1 改正の内容

- ☆ 労働者の募集及び採用の際には、原則として年齢を不問としなければなりません。
- ☆ 年齢制限の禁止は、公共職業安定所、民間の職業紹介事業所、求人広告などを通じて募集・採用する場合や事業主が直接募集・採用する場合を含め、広く適用されます。

2 改正の留意点

- ☆ 年齢不問として募集・採用を行うため、必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能程度など労働者が応募するに当たり求められる事項をできるだけ明示する必要があります。
 - 求人内容などについては、公共職業安定所から資料の提出・説明を求められることがあります。
 - 雇用対策法第10条に違反した場合、助言、指導、勧告等の措置や求人の受理を拒否される場合があります。

3 例外規定 《下段をご覧ください》

| | |
|-----------------------|-----------|
| 11月11日(日) 9:00~17:30 | 新座市民会館 |
| 11月18日(日) 9:00~17:30 | 志木市民会館 |
| 12月9日(日) 9:00~17:30 | 志木市民会館 |
| 12月16日(日) 10:00~17:30 | にいざほっとぶらざ |
| - 平成 20 年 - | |
| 1月26日(土) 9:00~17:30 | 志木市民会館 |
| 2月2日(土) 10:00~17:30 | にいざほっとぶらざ |

専 門 業 務 部 通 信

トピックスつづき

今月は

「下請取引適正化推進月間」です!

その価格、十分話し合ってますか

一なくそう買いたたき、進めよう下請取引適正化—
公正取引委員会・中小企業庁では、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、下請取引適正化について普及・啓発事業を行っています。本年度の下請取引適正化推進月間には以下の事業が行われます。

- 1 下請取引の適正化に関する普及・啓発**
ポスター・たれ幕の掲示、新聞・雑誌・団体機関紙等を通じた広報
- 2 下請取引適正化推進講習会の開催**
47都道府県・55会場において下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する
詳細は「中小企業庁のHP」をご覧ください

<企業経営・財務部門>

国民生活金融公庫の「創業者向け無担保・無保証人」の融資実績が過去最高に

国民金融公庫の、創業期の企業に無担保・無保証人で融資する「新創業融資制度」の平成19年度上半期実績は、件数、融資額ともに平成13年7月の制度発足以来、過去最高となりました。

一制度の概要—

- 融資額 ⇒ 1,000万円以内
- 返済期間 ⇒ 運転資金5年以内
設備資金7年以内
- 利率(年) ⇒ 3.7%(場合によって異なる)

要件

- ・ 新規開業もしくは税務申告2期未満
- ・ 雇用創出、経済活性化など一定の要件
- ・ 創業資金の3分の1以上の自己資金 など

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします
詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

東武会 “今月の重点活動”

建設業許可更新
キャンペーン
実施中!

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

なるほど! 行政書士 「全国の住民票1枚から」

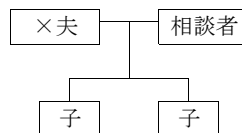
朝までやっている
居酒屋さん
夜12時になると
店じまいを始める
スナックさん
前者は「深夜酒類提供」
後者は「風俗営業」
どちらの申請も業務です。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



夫が先月亡くなり、相続財産の整理を始めています。
夫は個人事業で商売をしており借金があり、商売仲間の借金の保証人や知人が家を借りるときの家賃の保証人もしています。
これらの借金や保証はどうなるのでしょうか。



故人が生前に持っていた財産、借金(債務)、約束・立場などは原則として全て相続の対象になります。ただし、故人がその故人でしかできない約束(例えば地元少年野球チームのコーチをつとめること、など)は一身専属的なものとして相続の対象になりません。しかし、一般の債務は相続の対象になります。
例えばご商売上の取引での商品引渡義務(債務)などは相続人の1人がその商品の引渡しを債権者に行うことで、その相続債務は消滅しますが、借金については相続人がその相続分に応じて相続することとなります。故人が行っていた個人事業を引き継ぐ人などの個別の人がその債務を一手に引き受けることを相続人間で定めることはできますが、その場合債権者の同意が必要になります。
保証債務については、様々なケースがありますので判断が難しいのですが、原則的には主債務の内容が具体的な保証契約は相続されると考えてください。例えば『不動産賃貸借契約』や『金銭消費貸借契約』のように金額、期間、契約の目的などが明確な保証契約は相続されることになります。
身元保証人や金銭貸借による場合の金額、期間に制限のない包括根保証契約などは原則相続されません。
保証契約の相続は判断が難しく、表題に書いてある『契約種類名』では無く、実質の契約内容で判断する必要があります。

行政書士ネットワーク東武会

事務局の
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明 雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智 一

行政書士 藤田 浩 樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。